

三重短期大学における競争的資金等の不正使用に関する取扱規程

平成19年11月9日
三重短期大学規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、三重短期大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の不正使用事案が生じた場合等の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不正使用 法令及び本学の規程等に反する競争的資金等の使用をいう。ただし、悪意のない誤りによる場合を除く。
- (2) 競争的資金等 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)の別紙に掲げる研究資金をいう。

(管理体制)

第3条 本学において、競争的資金等の運営・管理について次のとおり責任者を置く。

- (1) 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は事務局長とする。

(競争的資金等不正防止委員会)

第4条 本学に、競争的資金等の不正使用を防止するため、競争的資金等不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の運営については、別に定める。

(内部監査)

第5条 競争的資金等の適正な管理及び執行のため、統括管理責任者はいつでも内部監査を実施することができる。

- 2 内部監査は、統括管理責任者の指示のもと事務局次長が行い、委員会に報告する。

(競争的資金等総合窓口)

第6条 競争的資金等の事務処理手続きや使用に関するルール等に関する相談及び不正に係る告発について対応する競争的資金等総合窓口（以下「窓口」という。）を置く。

- 2 窓口は、大学総務課とする。
- 3 不正に係る告発を受けた時は、統括管理責任者に報告する。

(不正使用の疑いの告発)

第7条 教職員に競争的資金等の不正使用が存在すると思慮する者（以下「告発者」とい

う。)は、前条の窓口に告発を行うことができる。

(警告等)

第8条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用が行われようとしている等の内容の告発が行われた場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行う等、適切な措置をとるものとする。

(調査)

第9条 統括管理責任者が競争的資金等の不正使用の可能性を認めた場合、委員会は、直ちに調査を開始しなければならない。

2 委員会は、調査の実施にあたって、関係者の事情聴取等・競争的資金等の不正使用に関する文書等を収集し、調査することができる。

(審理及び裁定)

第10条 委員会は、前条の調査結果をもとに競争的資金等の不正使用の有無及び程度について審理し、裁定・審査を行う。

2 委員会は、裁定に当たっては、被告発者（競争的資金等の不正使用の可能性が判明した場合の調査の対象となる者も含む。）に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、審査結果に基づいて措置を決定する。

(不服申立て)

第11条 告発者及び被告発者は、前条の裁定結果に不服がある場合は、委員会に対して不服を申立てることができる。

(対応結果の公表等)

第12条 競争的資金等の不正使用が確認され、かつ告発等への対応がすべて終了した場合、委員会は関係者のプライバシーを尊重した上で事実の経過及び執られた措置について公表する。

2 告発等への対応がすべて終了する前に調査事案が漏洩した場合、委員会は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。

(被告発者の保護)

第13条 統括管理責任者は、調査の結果、告発に係る競争的資金等の不正使用が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは委員会の議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置を執らなければならない。

(協力義務)

第14条 競争的資金等の不正使用に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 競争的資金等の不正使用に係る告発にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用が生じた場合等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

【参考 改正経緯】

附 則 この規程は、平成19年11月9日から施行する。